

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和××年●月●日生							
住所	■■県○○市△△町□□								
交付	平成●●年△月□日 12345								
免許の条件等	2024年(令和6年)1月1日まで有効								
優良	運転免許証								
番号	第 123456789000 号								
二小原	平成05年07月01日	種別	大型	中型	準中型	普通	大特	大官	官
他	平成07年08月10日	種類	小特	原付	大二	中二	普二	大特三	引引
二種	平成14年09月20日								

〇〇〇〇〇
公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。
(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

新潟県(13市1町)、富山県(9市3町1村)、石川県(10市7町)、福井県(3市)

※ 宮城県内では対象となる区域はありません。

※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月11日時点のものです。

※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、宮城県運転免許センター(022-373-3601)にお問い合わせください。